第 4406 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 1月 23日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 税務調査手続きの改正

Q:税務調査の手続きが改正されたそうですが、どのようになったのですか?

A:次のようになりました。

【解説】

昨年暮れに改正があり、税務調査の手続き が次のように改正されました。

①税務調査の事前通知

税務署長が税務職員に、実地調査において、 質問検査等を行わせるときは、あらかじめ、 納税義務者に対し、その旨、調査を開始す る日時等を通知しなければならないことと なりました。ただし、正確な税額等の把握 を困難にするおそれ、その他調査の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めら れる場合には、こうした通知をしなくてよ いこととされています。

②税務調査の終了手続き

イ) 税務署長は、税務調査を行った結果、更 正決定をすべきと認められない場合には、 その調査の質問調査の相手方となった納税 義務者に対し、その時点において更正決定 等をすべきと認められない旨を書面により 通知しなければならなくなりました。

ロ)調査の結果、更正決定等をすべきとなった場合には、税務職員は、納税義務者に対して調査結果の内容を説明しなければなりません。

ハ)ロの説明をする場合、税務署員は納税義 務者に対し、修正申告書を奨励することが できることとされました。







